

八積駅周辺まちづくり基本計画



平成 29 年 3 月
長生村

目 次

I	はじめに	1
1.	策定の背景・目的	1
2.	計画範囲	1
3.	計画策定の流れ	2
II	地区の現況と課題	3
1.	地区の状況	3
2.	地区の課題・前提条件の整理	9
III	まちづくりの将来像と基本方針	13
IV	土地利用方針	15
V	都市施設の配置方針	16
VI	実現化方策	17
	参考資料	19
1.	八積駅周辺まちづくり基本計画策定の体制と経過	21
2.	総合開発審議会条例・委員名簿	22
3.	長生村都市計画審議会条例・委員名簿	25
4.	長生村まちづくり庁内調整会議設置規定・委員名簿	28
5.	長生村まちづくり推進委員会設置条例・委員名簿	30
6.	長生村まちづくり庁内調整会議ワークショップ・意見交換会	33
7.	八積駅周辺まちづくり基本計画素案の住民説明会	37

1 はじめに

1. 策定の背景・目的

八積駅は本村の唯一の鉄道駅であり、本村の玄関口となっていますが、本村内の公共交通ネットワークの充実と併せた、駅前広場の整備や駐車場・駐輪場・待合室の確保等、公共交通の利便性を高める施設整備が必要となっています。

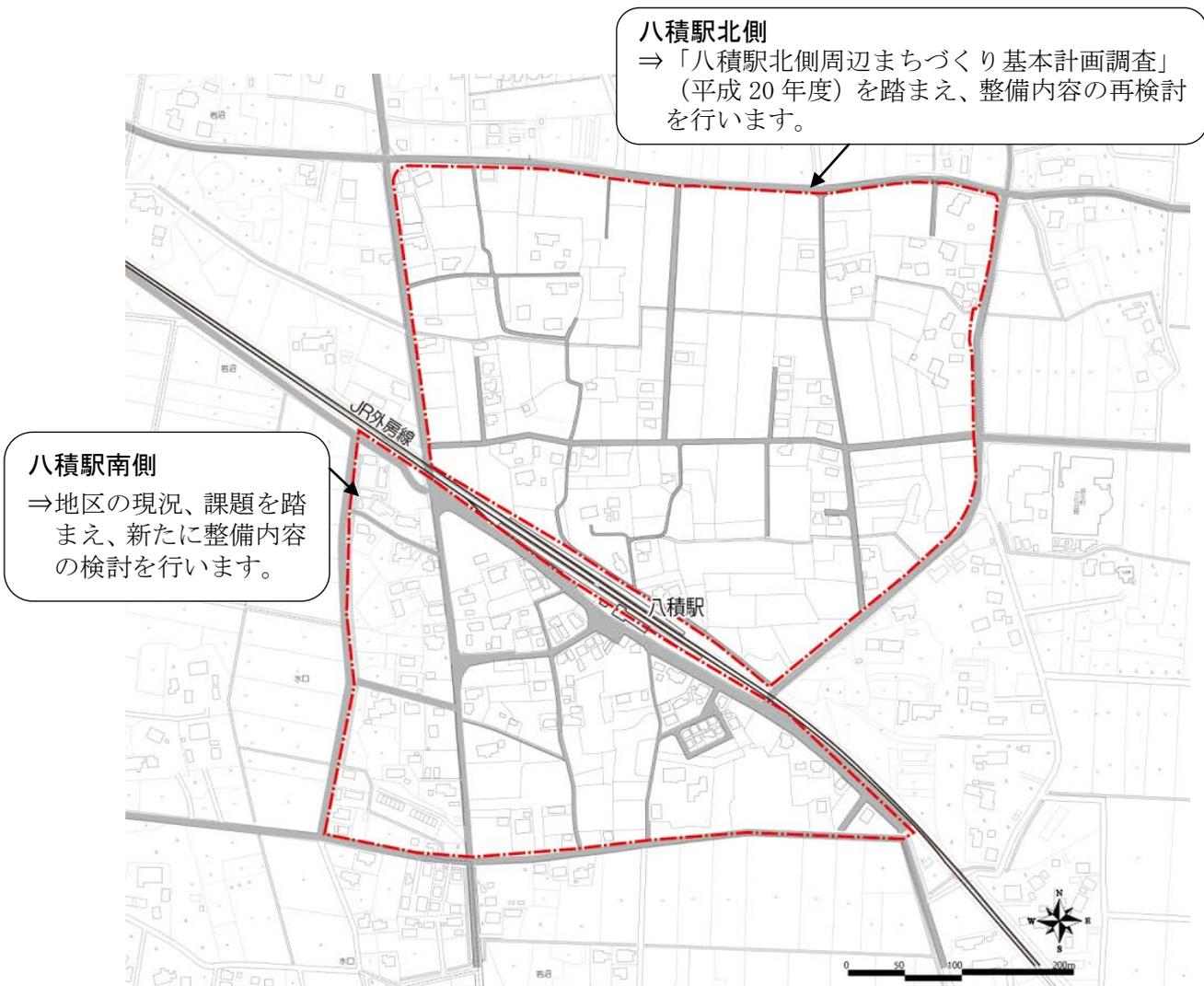
そのため、本村では、平成19年度に「八積駅周辺現況調査」、平成20年度には八積駅周辺の市街地整備の課題を踏まえた「八積駅北側周辺まちづくり基本計画調査」を実施してまいりましたが、近年の社会情勢の変化や上位計画の改定、本村内の土地利用・交通体系の変化等を踏まえる必要があることから、「八積駅周辺まちづくり基本計画」を策定することと致しました。

策定にあたっては、本村の特性や課題を整理・把握するとともに、中学生や高齢者、近隣にお住まいの方を対象とした意見交換会、村民の方を対象とした説明会を実施し、頂いたご意見等を踏まえながら、検討を進めてまいりました。

本計画は、長生村都市計画マスタープランに中心拠点として位置づけられている八積駅周辺地区において、「愉しく利便性の高い中心地区の地域づくり」を進めていく上で、まちづくりの基本的な考え方及び今後の具体的な取組等を定めることを目的として策定します。

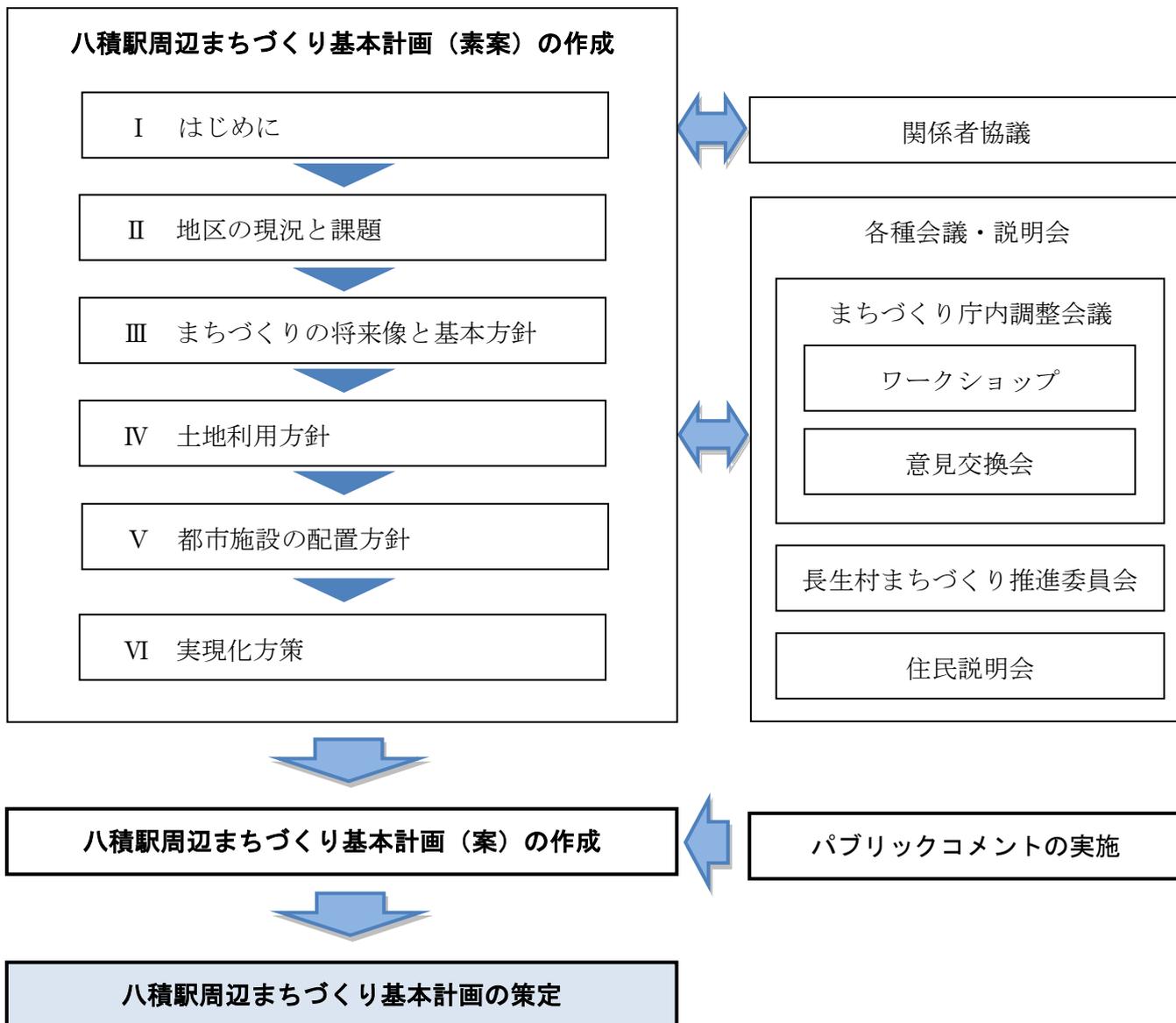
2. 計画範囲

本計画の範囲を「八積駅周辺地区」として、以下の通り設定します。



3. 計画策定の流れ

以下の通り、本計画の策定を行います。



II 地区の現況と課題

1. 地区の現況

(1) 都市計画等の状況

【用途地域等】

- ・本村では市街化区域及び市街化調整区域の区分はされておらず、用途地域が指定されています。
- ・本地区内は北側の一部を除き、第1種住居地域であり、建ぺい率60%、容積率200%に指定されています。

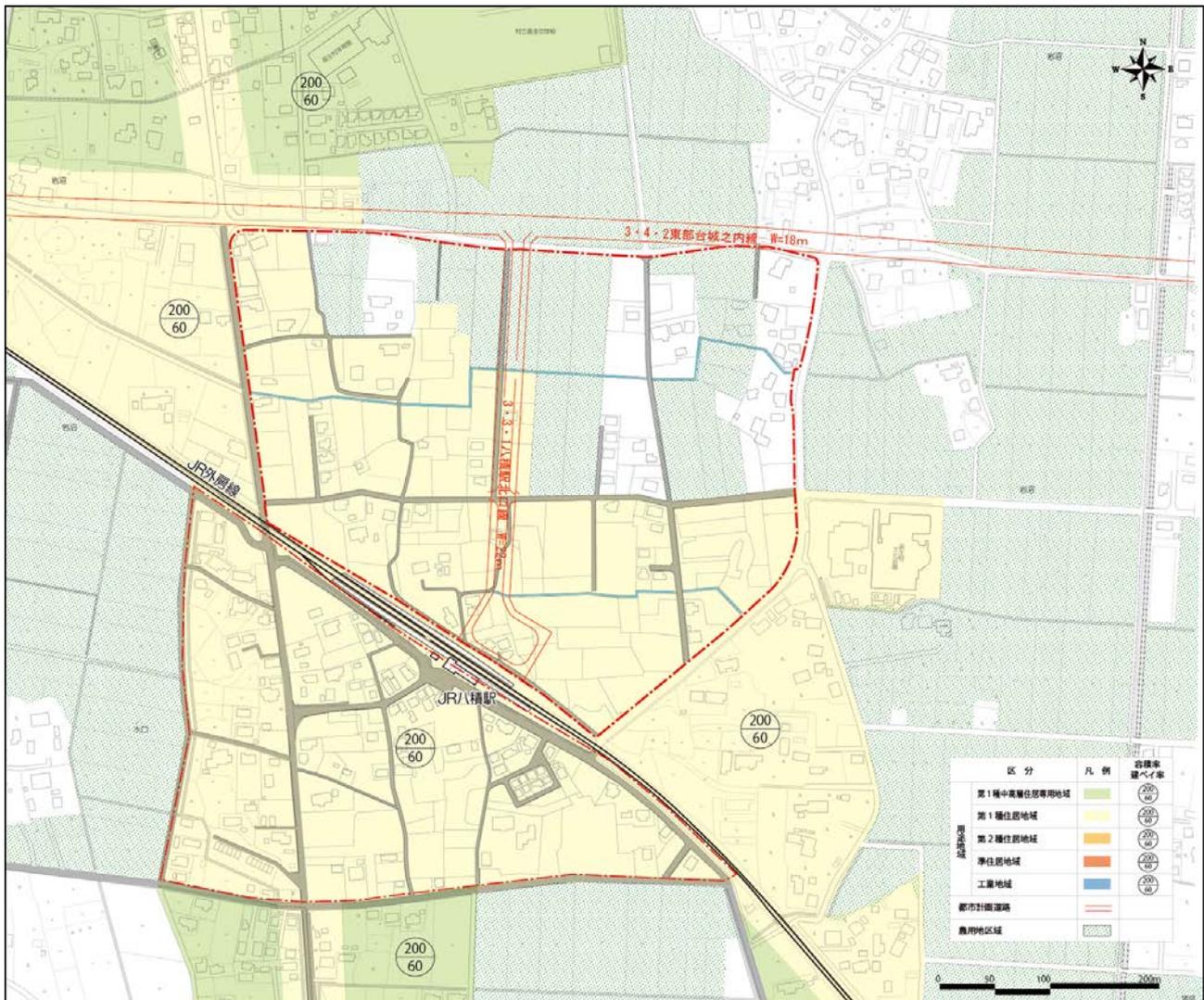
【都市計画施設】

- ・都市計画道路3・3・1号八積駅北口線（延長320m、幅員22m）が都市計画決定（平成11年）されており、八積駅北側に駅前広場（約3,500㎡）の整備が計画されています。

【農業振興地域】

- ・用途地域外のエリアにおいては、農業振興地域整備計画における農業振興地域に指定されており、一部は農用地区域となっています。

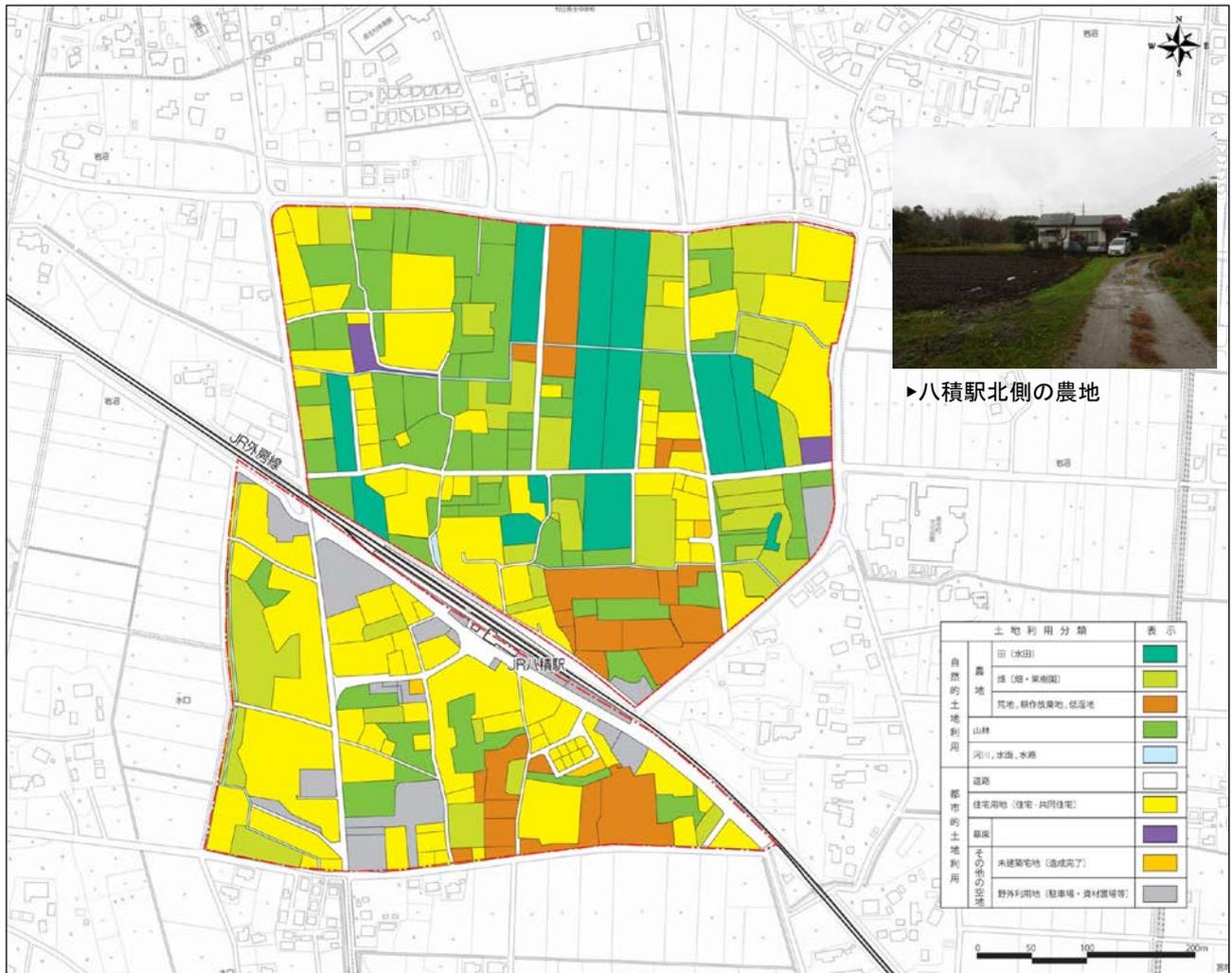
【都市計画等の状況】



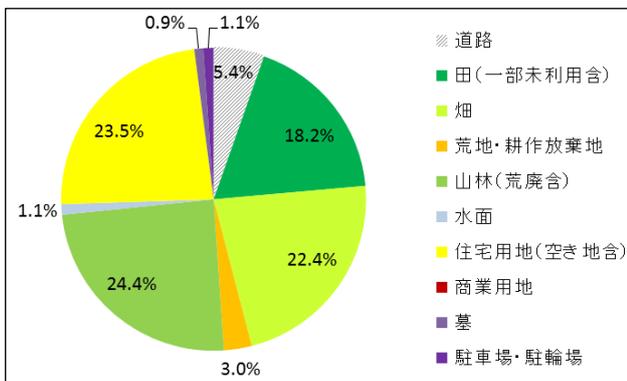
(2) 土地利用現況

- ・本地区においては、田、畑、荒地・耕作放棄地等、自然的土地利用が大部分を占めています。
- ・住宅用地については、北側で約2割、南側で約5割が住居系土地利用となっており、特に南側で都市的土地利用が進んでいます。
- ・住宅用地内には、屋敷林や生垣などが多く残されており、緑豊かな地域の景観を創出しています。

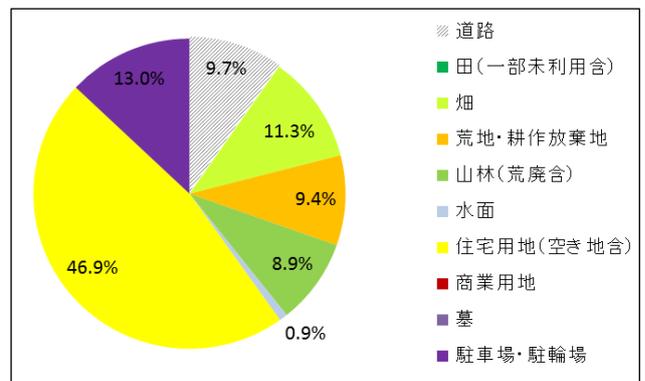
【土地利用現況図】



▶八積駅北側の農地



▶土地利用面積表(北側)



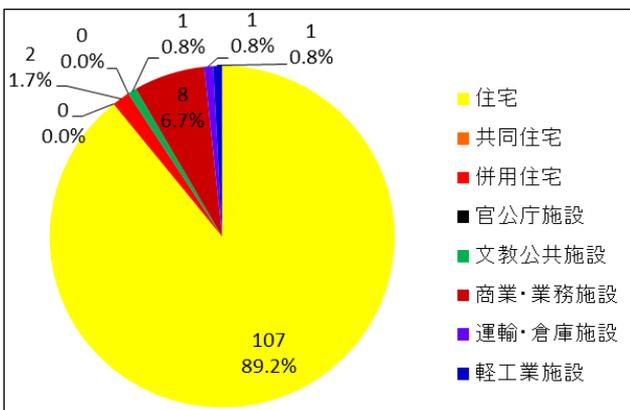
▶土地利用面積表(南側)

※平成28年3月現地踏査を元に整理

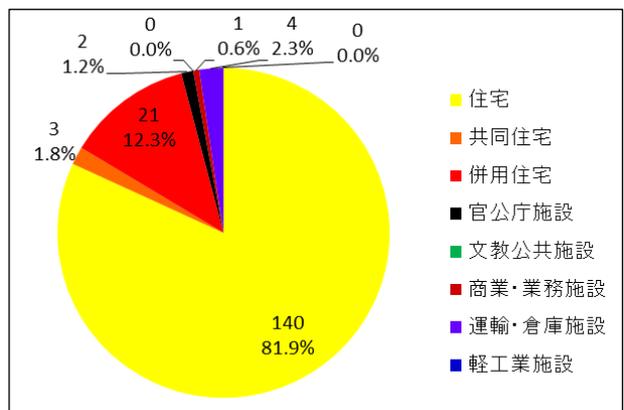
(3) 建築物現況

- ・八積駅北側の建物は約9割が独立住宅であり、その他は、事務所・倉庫となっています。店舗や公共公益施設は、地区内には立地していません。
- ・南側において、駅前には一部店舗・店舗併用住宅が見られますが、全体で約8割が独立住宅となっています。また、駅舎内にコミュニティセンターが併設されています。
- ・駅周辺について、人が集散する結節点という観点でみると、延焼防止や避難路・避難場所の確保等、防災上の対策も必要になると考えられます。

【建築物現況図】



▶建物現況面積 (北側)



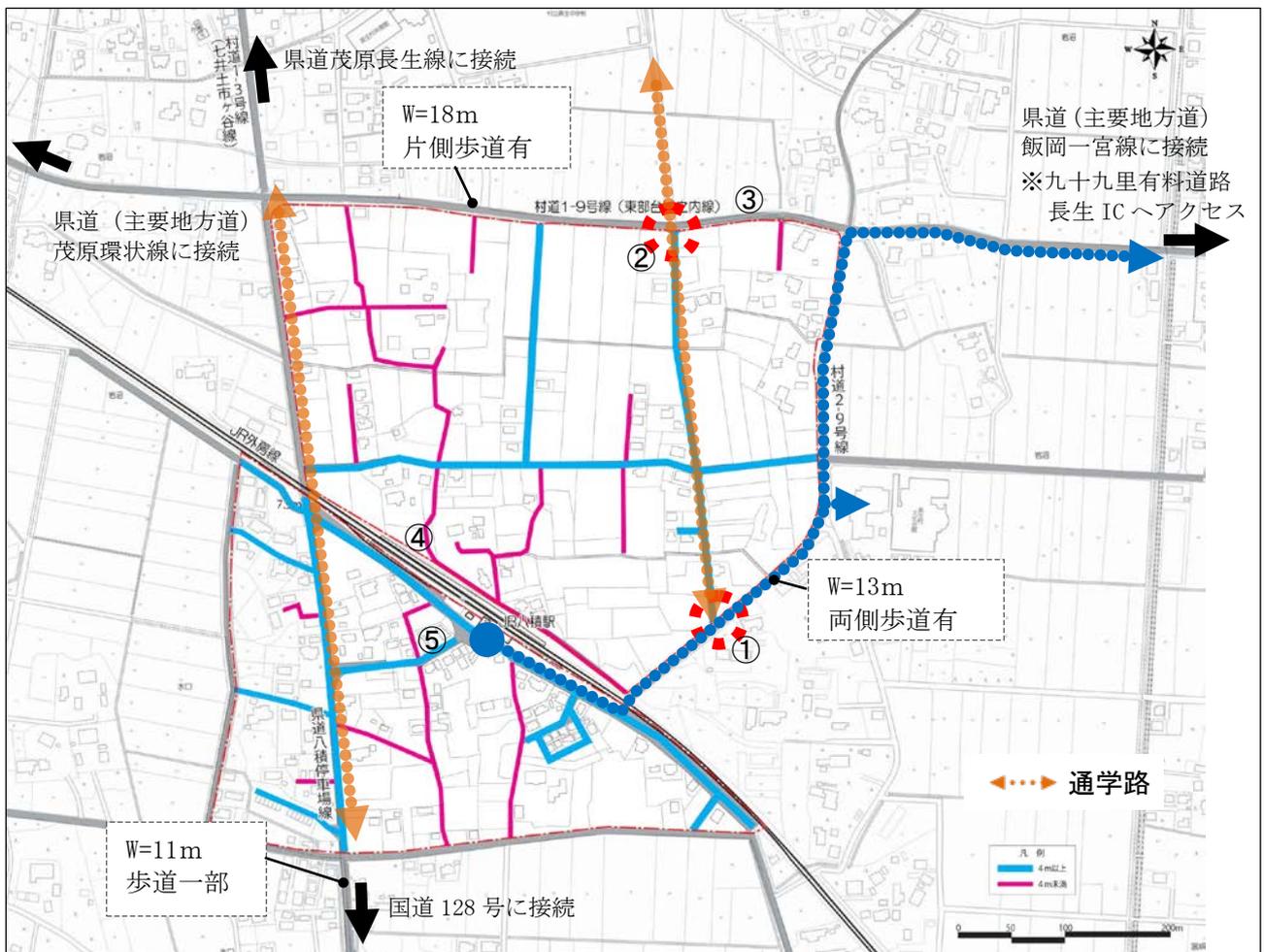
▶建物現況面積 (南側)

※都市計画基礎調査調書 (平成23年度) を元に整理

(4) 道路状況

- ・本地区内の道路は、6m未満の道路がほとんどであり、私道や建築基準法第42条2項に定められた幅員4m未満の狭い道路も多く散在している状況です。また、行き止まり道路も多いことから、災害時の緊急車両の通行や安全な避難に課題があります。
- ・北側には、長生中学校への通学路が指定されており、歩道が未整備の箇所や民有地の植栽・生垣等が歩道へはみだしている等、通行者の安全が十分に確保されていない箇所が見られます。
- ・南側においては、駅改札へつながる県道八積停車場線や、線路と平行する村道は、6m程度の幅員が確保されていますが、南口には駅前広場機能は確保されていません。
- ・交通結節点となる駅前としては、道路構成が脆弱であり、骨格となる道路の幅員確保をはじめとして、歩車道分離による歩道環境の創出等、周辺環境の安全性に配慮していくことが求められます。

【道路状況図】



①通学路(交差点ミラー有・歩道なし) ②通学路(交差点ミラー有・歩道なし) ③道路沿いの植栽

④北側線路沿いの狭隘(幅員約2.7m) ⑤地区南側と駅を結ぶ道路

※道路網図・道路台帳を元に整理

(5) 交通施設等の状況

【八積駅北側】

- ・北側に八積駅へ直接アクセスできる道路はなく、北側から八積駅を利用するためには、踏切を渡る必要があります。

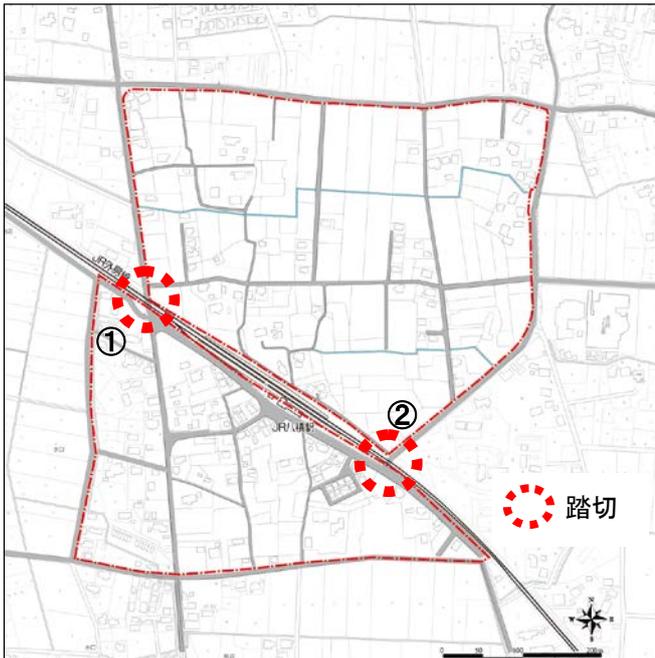
【八積駅南側】

- ・八積駅の改札口は南側のみで、南北をつなぐ自由通路等は設置されていません。
- ・八積駅の1日の平均乗客数は平成25年時点で854人であり、近年の乗客数は、ほぼ横ばいの状況です。
- ・駅前には、タクシー・バスの停車スペースはなく、一般車が停車するロータリーもないため、通勤通学時は、送迎の自動車の乗り入れが集中し、混雑しています。

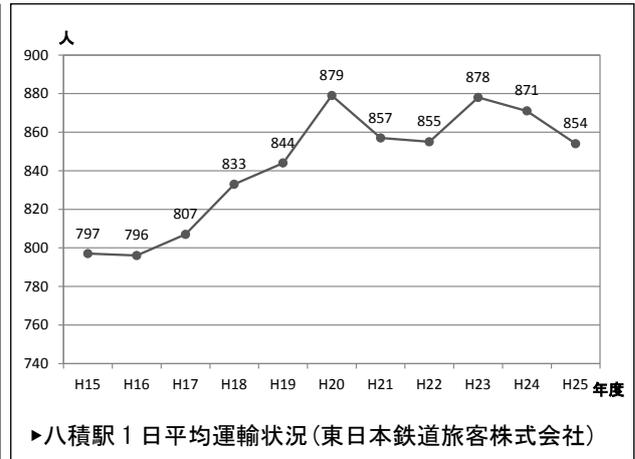
【全体】

- ・鉄道が地区南北を分断しており、南北の行き来、駅の利用には踏切を横断する必要があります。
- ・八積駅と本村内の公共施設、各地域や観光地等を結ぶ巡回バスは本村内にはなく、その他路線バスも八積駅（南口）には接続していません。
- ・本村内の路線バスは、すべて茂原駅発着で、茂原駅から白子車庫、茂原駅から上総一ノ宮駅、茂原駅から睦沢町を結ぶ3路線が運行していますが、八積駅を経由する路線はなく、八積駅を含む本地区内に停留所等は設置されていません。

【踏切位置図】



【八積駅乗客数推移】



▶八積駅（南口改札）



▶混雑時の駅前（南口）の状況



①鯉名踏切



②役場上踏切



▶相対式ホーム



▶ホーム跨線橋

(6) 公共公益施設等の立地状況

【八積駅北側】

- ・本地区の北側には公共公益施設は立地していません。
- ・地区周辺には、長生村文化会館、中央公民館、長生村体育館、長生中学校等、公共公益施設が集積しています。

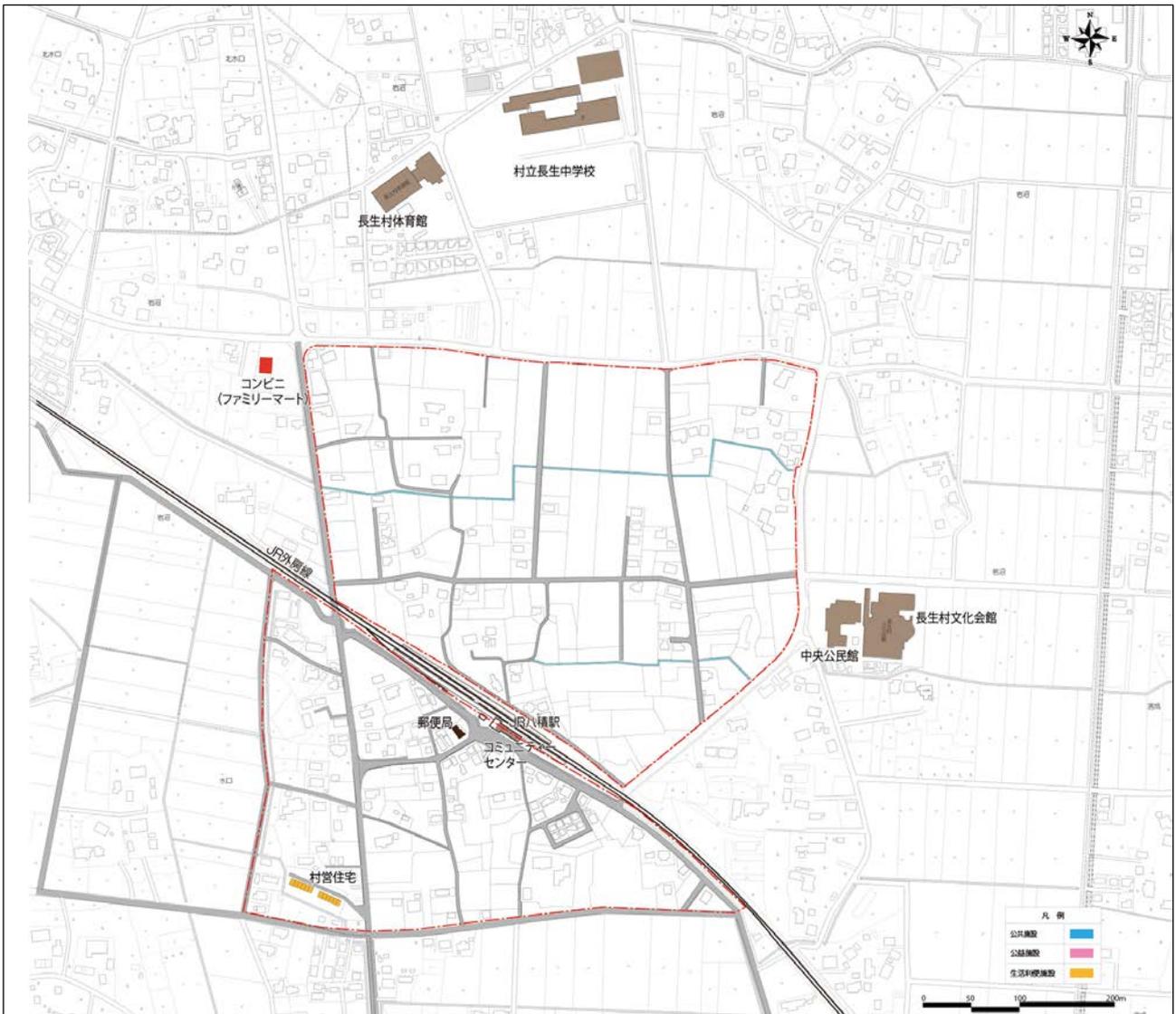
【八積駅南側】

- ・本地区の南側にはコミュニティセンター（駅舎に併設）、長生郵便局、村営住宅が立地しています。

【全体】

- ・本地区の生活利便施設は郵便局のみであり、スーパーやコンビニエンスストア等の商業施設は立地していません。

【公共公益施設等位置図】



▶八積駅（コミュニティセンター）（昭和63年築）
※コミュニティセンター内に
ライブラリー、会議室併設



▶文化会館（平成3年築）
※プラネタリウム・図書室、
子ども科学室



▶中央公民館（昭和46年築）
※講堂、郷土資料館



▶長生村体育館（昭和52年築）
※耐震済
武道館（昭和53年築）

2. 地区の課題・前提条件の整理

本地区の現況調査及び意見交換会等の意見を踏まえ、以下の視点で市街地環境評価を行い、現況における問題点や将来予想される課題を把握し、本地区のまちづくり基本計画を検討する上で前提条件を整理します。

■市街地環境評価の視点

要素	視点
保全環境要素	都市生活に欠かせない既存の空間や施設で、保全が望まれるもの
環境阻害要素	都市生活の安全を妨げる要素で、可能であれば取り除くことが望まれるもの
不足環境要素	より良好な都市生活を営む上で、付け加えるべきもの



■課題・前提条件の整理

上記の視点で整理した市街地環境評価の結果を踏まえ、まちづくりを進める上での課題・考慮すべき前提条件について整理します。



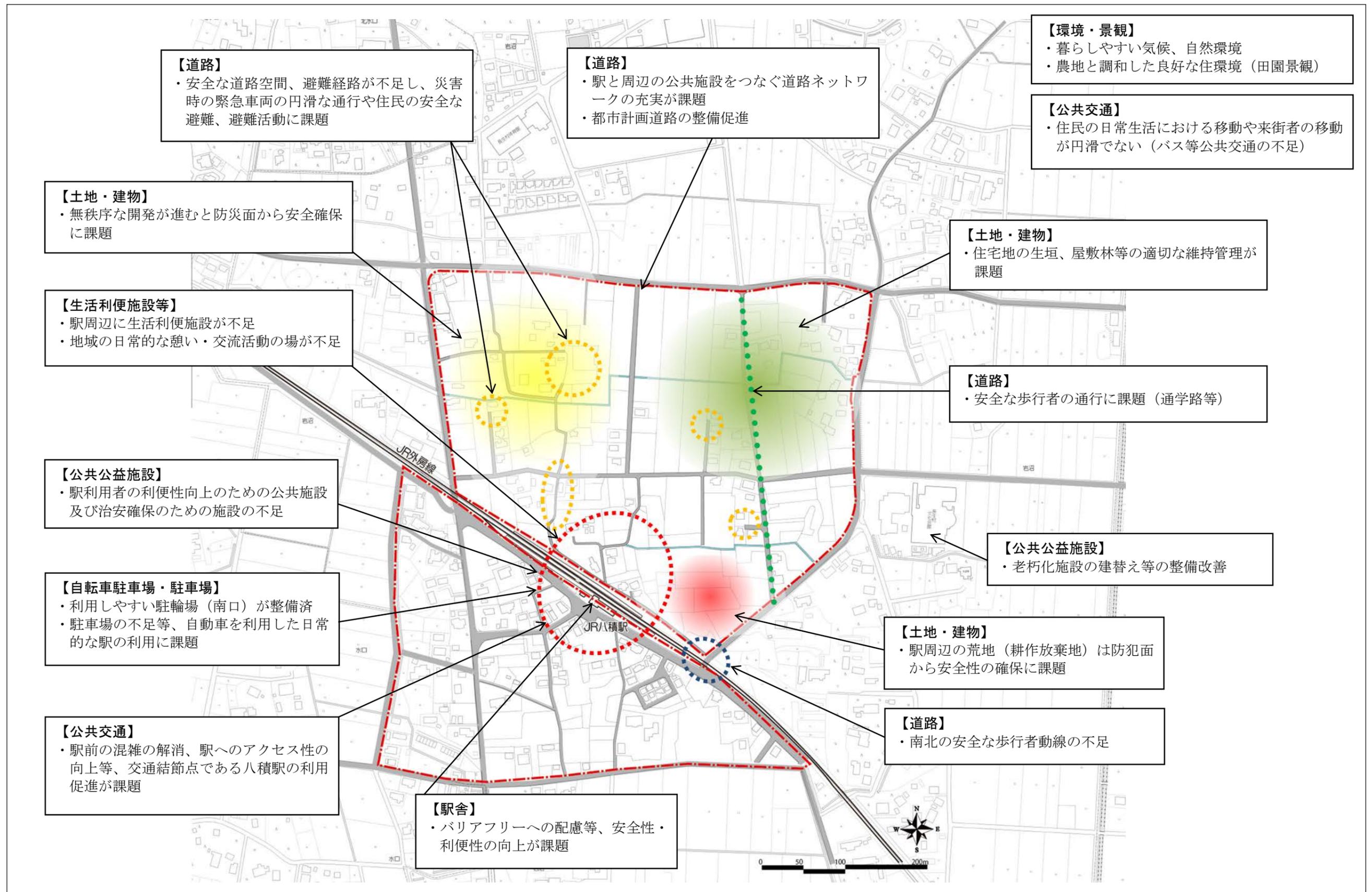
■整備課題図の作成

上記で整理された課題・前提条件から、地域資源や問題箇所を抽出し、地区の現状・課題を把握するための整備課題図を作成します。

(1) 市街地環境評価と課題・前提条件

項目		現状			課題	考慮すべき前提条件
		保全環境要素	環境阻害要素	不足環境要素		
土地利用	土地・建物	<ul style="list-style-type: none"> 農地（田・畑）と山林等、地区の大部分を占める自然的土地利用 主な建物は低層住宅であり、周辺の農地と調和している。 	<ul style="list-style-type: none"> 農業振興地域内の農地に荒地（耕作放棄地等）が見られる。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 農地や住宅地の生垣・屋敷林等の適切な維持管理が課題 駅周辺の荒地（耕作放棄地）は防犯上安全性の確保に課題がある。 無秩序な開発が進むと防災面から安全確保に課題がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 良好な住環境の維持・保全（第1種住居地域） 農地（農業振興地域）の保全・活用
	公共交通	—	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道が南北を分断しており、南北の行き来、八積駅の利用には踏切の横断が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 八積駅北側には改札口がない。 八積駅の南北を行き来する動線（自由通路等）がない。 八積駅と本村内の公共施設、観光地等を結ぶ巡回バス等、日常的な公共交通の不足（交通ネットワークの不足） 	<ul style="list-style-type: none"> 八積駅の交通結節点としての機能の強化と交通ネットワークの充実 高齢者や通勤通学等の住民の日常生活における移動や来街者の移動に課題がある（バス等公共交通の不足）。 南北の便利で安全な移動に課題 	<ul style="list-style-type: none"> 既存バス路線との連携
	道路	—	<ul style="list-style-type: none"> 生垣、植栽等が歩道へはみ出し、歩行者の安全な通行の妨げとなっている箇所がある。 狭隘道路や行き止まり道路が多く、災害時の緊急車両の円滑な通行や住民の安全な避難に課題がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 八積駅から周辺の公共施設をつなぐ道路（動線）が不足 歩道が未整備の箇所がある（安全な歩行者空間の欠如）。 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路の整備促進 住宅地の生垣・屋敷林等の適切な維持管理が課題 八積駅と周辺の公共施設をつなぐ道路ネットワークの充実が課題 安全な歩行者の通行に課題がある（特に通学路）。 	<ul style="list-style-type: none"> 緑豊かな沿道景観を創出している民有地の緑の保全・育成
交通施設	駐輪・駐車場	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 北側は民間の月極駐車場が1カ所のみで、駐輪場・駐車場ともに不足 時間貸しの駐輪場、駐車場は南北ともにない。 	<ul style="list-style-type: none"> 自動車・自転車を利用した、日常的な八積駅の利用に課題がある（駐車場・駐輪場の不足）。 	—
	生活利便施設及び公共公益施設等	<ul style="list-style-type: none"> 地区に隣接して公共公益施設（長生村文化会館、中央公民館、長生村体育館、長生中学校等）が集積 	<ul style="list-style-type: none"> 中央公民館は、旧耐震基準の建築物のため、耐震改修もしくは建替えが求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> 駅利用者や地域住民の利便性向上のための生活利便施設、公共公益施設が不足 	<ul style="list-style-type: none"> 駅利用者の利便性向上のための施設の不足 老朽化施設の建替え等、整備改善 公共交通である八積駅の利用促進に課題がある。 交番等、八積駅周辺の治安確保のための施設の不足 	<ul style="list-style-type: none"> 文化会館等の既存施設との連携、役割分担
	公園・緑地	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 本地区には身近な公園・緑地等、身近な憩いの場がない。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の日常的な憩い・交流活動の場が不足 	—
都市施設	排水施設供給処理施設	<ul style="list-style-type: none"> 良好な農地（農業環境）保全のための農業用水路 	—	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道が未整備（※合併浄化槽は概ね整備済み） 	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道整備の促進、快適な都市基盤の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 良好な農業環境の維持のための用水路の維持・保全
	防災施設	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地は狭隘道路や行き止まり道路が多く、緊急車両が通行可能な4mの幅員が確保されていない。 避難所（避難施設）がない。 周辺の指定避難所へのアクセス道路が不足 	<ul style="list-style-type: none"> 安全な道路空間、避難経路が不足し、災害時の安全な避難及び避難活動に課題がある。 地域防災組織等のソフト事業による防災力の強化 	—
	景観形成	<ul style="list-style-type: none"> 農地と住宅が調和した田園景観 住宅地の生垣や屋敷林等、緑豊かな地域景観が残されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 管理されていない宅地・農地等 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の玄関口としての賑わいある景観が形成されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の玄関口としての駅前景観の形成が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> 緑豊かな田園景観の維持・保全

(2) 現状・課題の把握（整備課題図の作成）



III まちづくりの将来像と基本方針

本地区の目指すべきまちづくりの将来像の実現に向けて取り組むべきまちづくりの基本方針を以下に定めます。

●まちづくりの将来像

人々が集い、交流し、 いつまでも快適に暮らせるまちの実現

豊かな田園環境を保全・活用しながら、広域交通網の活用及び駅前空間の整備等により、多くの人々が利用・交流するコンパクトシティを実現します。

●まちづくりの基本方針

基本方針1:交流人口の増加による地域活性化

八積駅へのアクセス道路整備や駅前広場の改良・整備等により、八積駅の交通結節機能の強化を図るとともに、広域交通網の活用により、住民だけでなく観光客等の交流人口の増加を図ります。

また、バリアフリーに配慮した南北自由通路の整備により、駅南北の往来を円滑にし、交流促進につなげます。

基本方針2:歩いて暮らせるコンパクトなまち

八積駅周辺に公共施設等を集約するとともに、生活利便施設等の立地促進を図り、八積駅を中心としたコンパクトなまちの形成に努めます。

また、それらの施設をネットワークする動線を整備し、特に歩行者動線を整備することで、誰もが安全・安心・快適に歩行できる空間を確保します。

基本方針3:安全安心な居住環境の創出

安全な道路空間、避難経路の整備等により、日常的な利用だけでなく、災害時の緊急車両の円滑な通行や住民が安全に避難できる環境整備を推進します。

また、建物用途の混在の解消や地域の治安確保に資する施設の立地誘導等により、安全安心な居住環境の創出に努めます。

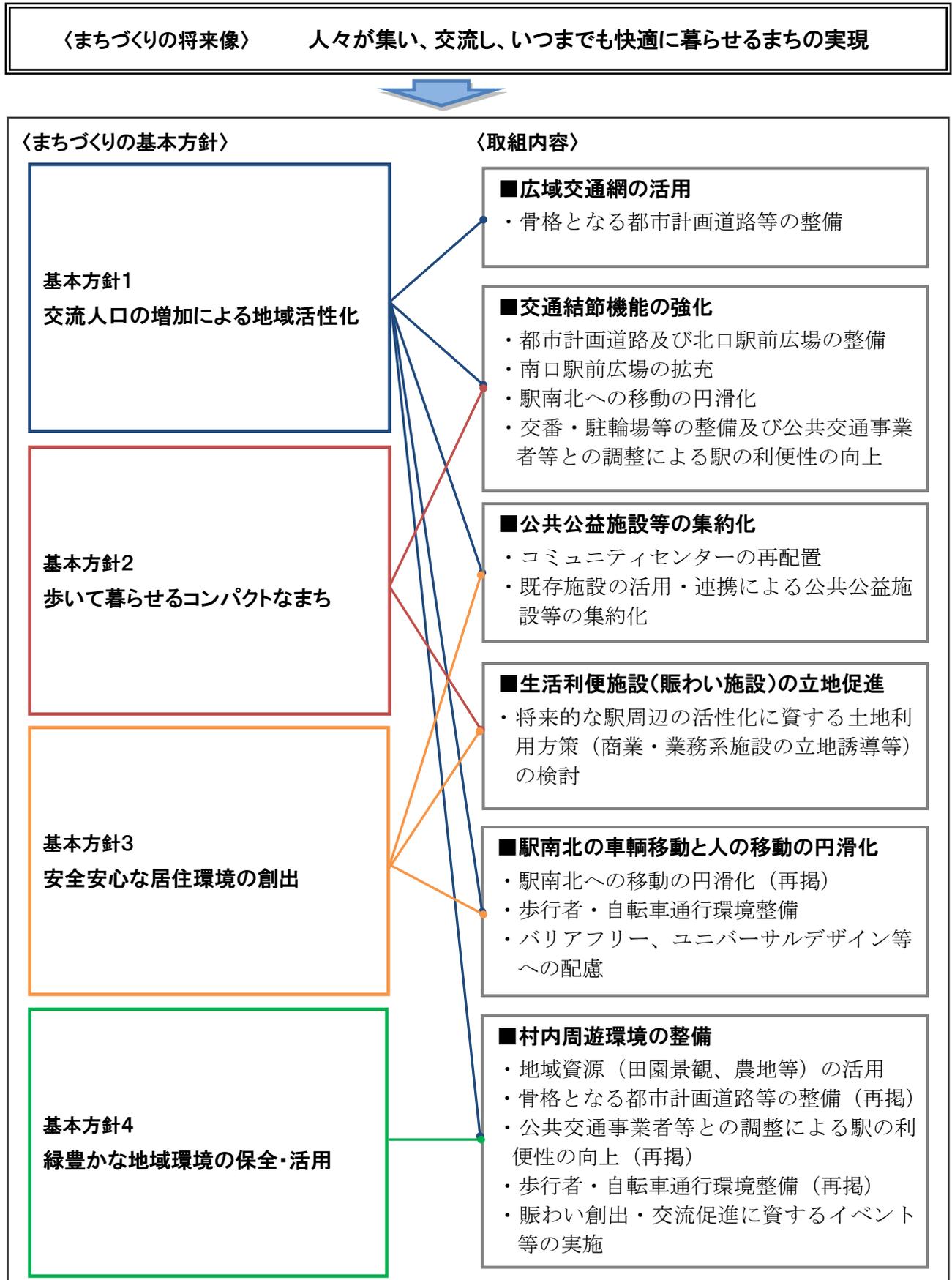
基本方針4:緑豊かな地域環境の保全・活用

既存の良好な農地や住宅地を維持・保全し、耕作放棄地等の拡大防止に努め、緑豊かな地域環境の維持を図ります。

また、農地を活用し、新たな人々の交流、憩いの場となる空間を創出します。

●取組内容

まちづくりの将来像及びまちづくりの基本方針を踏まえた取組内容を定め、各取組を推進します。



IV 土地利用方針

まちづくりの将来像の実現に向けて、現状の土地利用の特徴を踏まえ、以下のゾーン毎にまちづくりの展開を図ります。

■健康教育集積ゾーン

長生村体育館や長生中学校を中心として、将来的には、同種施設の集積や連携を図ることで本村の“長生き”を象徴するゾーンとして位置づけます。

【主な取組】

- ・“長生”を象徴するイメージを具現化する取組の検討（イベント等）
- ・施設連携により、利便性の向上や地域活性化等、新たな効果を生み出す（公共）施設の立地
- ・都市計画道路や通学路等、本ゾーンへの主要動線となる道路整備

■居住環境創出ゾーン

現在の居住環境を維持、向上させるため、道路等の基盤整備とともに、安全安心な居住環境を創出するゾーンとして位置づけます。

【主な取組】

- ・骨格となる都市計画道路等の整備、地区内道路の整備
- ・生活利便施設等の立地促進
- ・建物用途の混在をなくし、円滑な居住環境を創出するためのルールづくり
- ・土地活用を円滑にするための方策の検討

■農地保全・活用ゾーン

本ゾーンの特徴である農地や田園景観を保全し、さらに活用を図るゾーンとして位置づけます。

【主な取組】

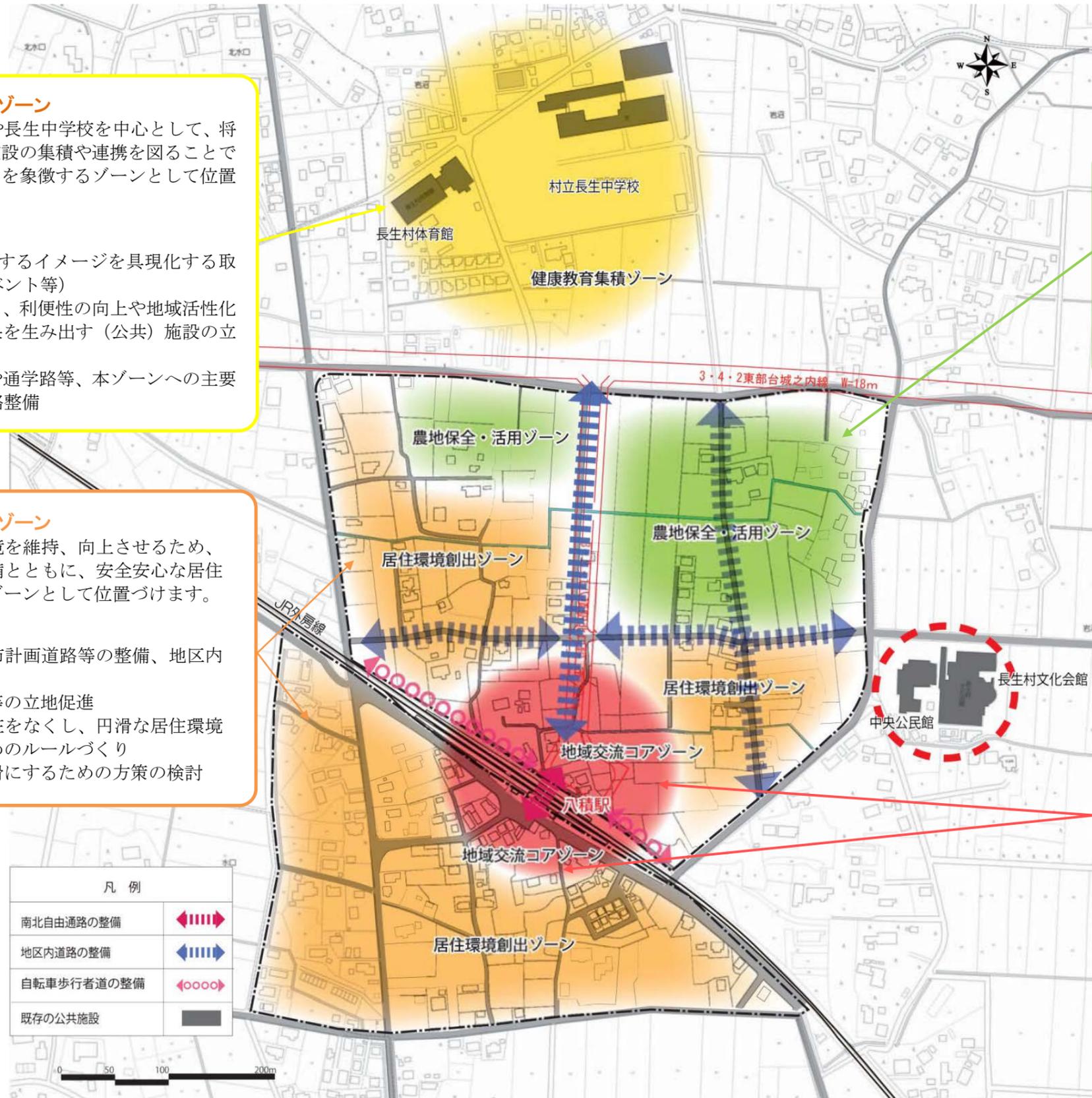
- ・優良農地や優れた景観を有する部分は、地区内の地域資源として保全
- ・遊休農地については、滞在型や体験型農業等への活用

■地域交流コアゾーン

本村における地域交流や本村の玄関口（顔）としての整備を進め、交通結節点として八積駅の機能強化を図るとともに生活利便施設を集約し、中心的ゾーンとして位置づけます。

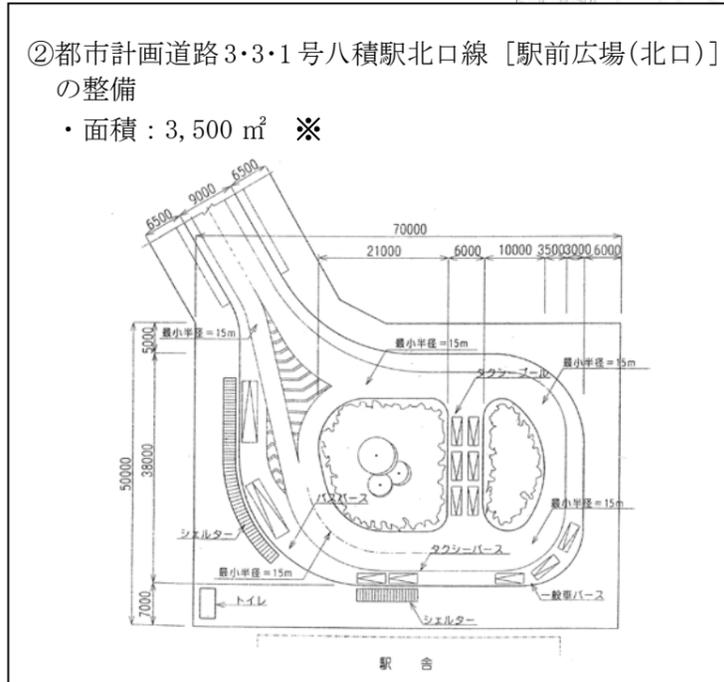
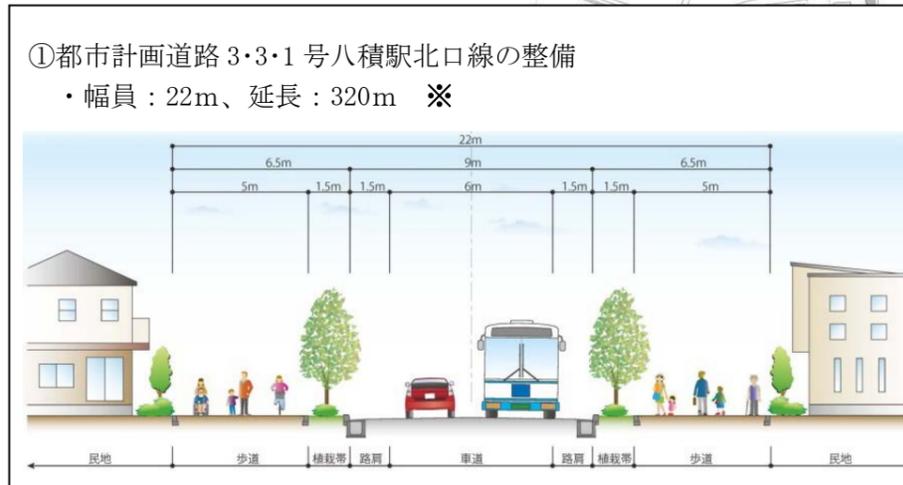
【主な取組】

- ◎ 駅北口
 - ・都市計画道路及び駅前広場の整備による交通結節機能の強化
 - ・コミュニティセンターの再配置や交番・トイレ・駐輪場等の整備による多様な機能の集積
 - ・公共交通事業者等との調整による利便性の向上
 - ・歩車道の動線を確保し、安全な生活環境を整備
 - ・将来的な駅周辺の活性化に資する土地利用方策（商業・業務系施設の立地誘導等）の検討
- ◎ 駅南口
 - ・南北への移動の円滑化を図り、一体的な機能を強化
 - ・南口駅前広場の拡充による安全性・利便性の向上
 - ・高齢化社会に対応するため、歩いて暮らせるまちづくりやバリアフリー、ユニバーサルデザイン等に配慮した取組を推進

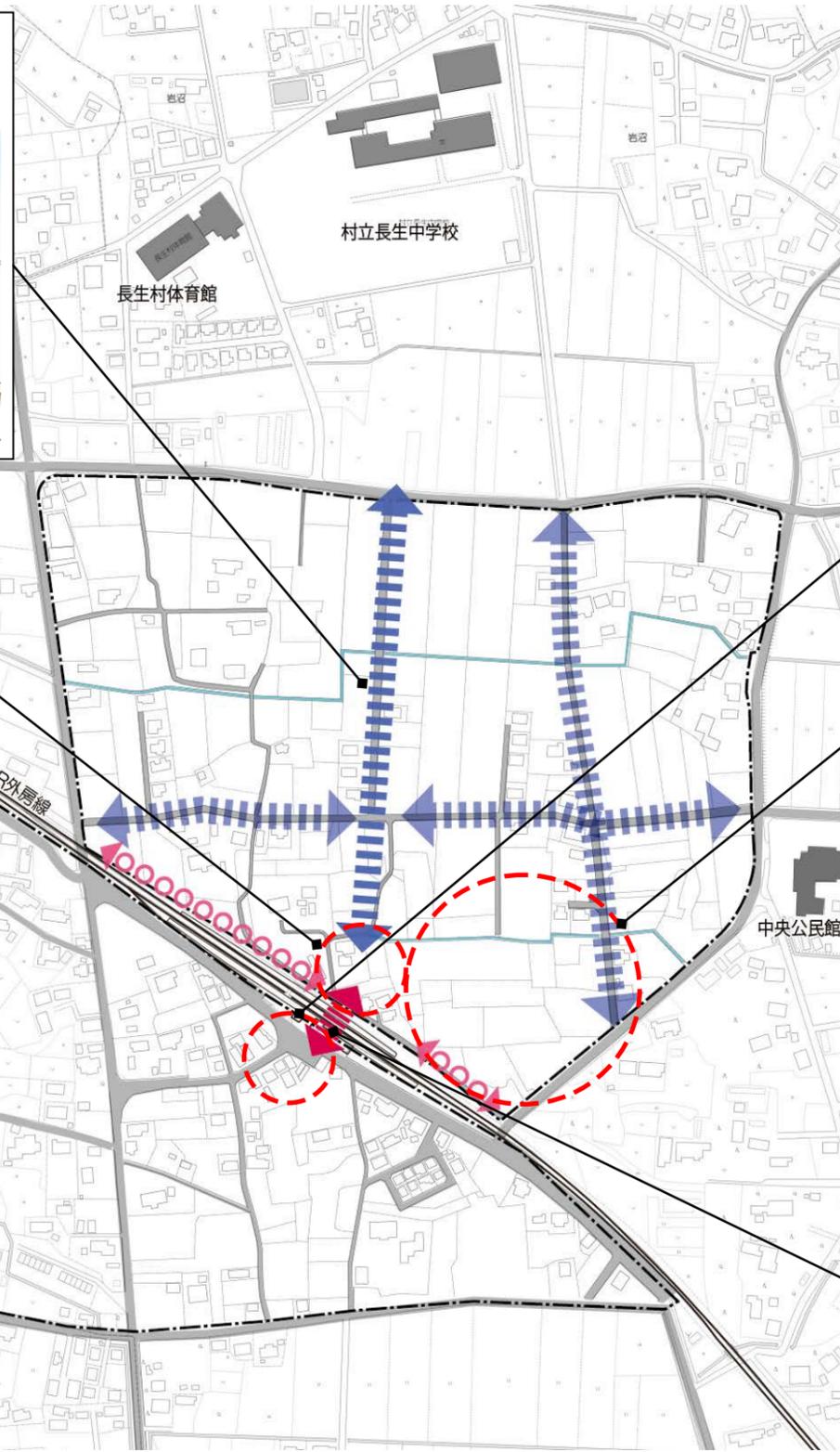
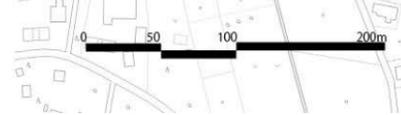


V 都市施設の配置方針

土地利用方針を実現するため、都市施設の配置方針について定めます。



※都市計画決定時(平成11年3月)の計画であり、今後、関係機関協議等を踏まえ、整備内容の確定を図ります。



交通施設の整備方針
【八積駅の交通結節機能の強化による利便性の向上】

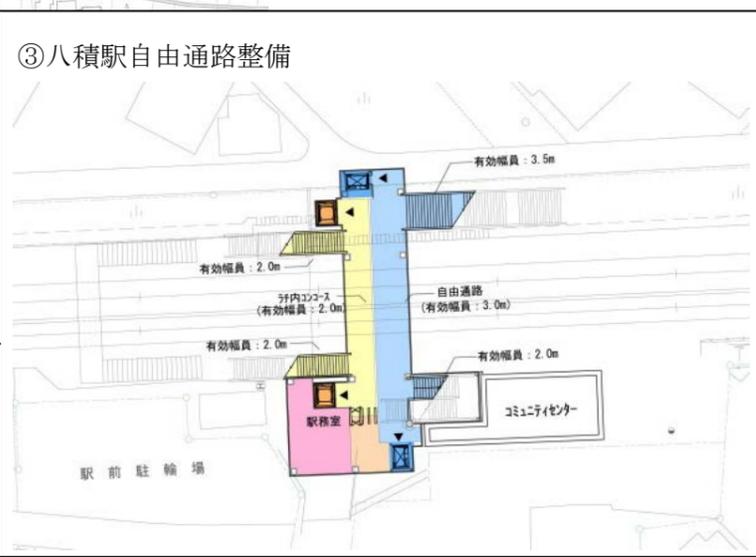
- ①都市計画道路3・3・1号八積駅北口線の整備
- ②都市計画道路3・3・1号八積駅北口線 [駅前広場(北口)] の整備
- ③八積駅自由通路整備
- ④南口駅前広場の改良

公共公益施設の整備方針
【安全・安心な暮らしの実現】

- ⑤公民館(交流センター)の整備
- ⑥駅周辺生活環境整備(道路、交番、トイレ、駐車場等)

- ④南口駅前広場の改良
・駅前広場の拡幅、スロープの設置等
- ⑥駅周辺生活環境整備(道路、交番、トイレ、駐車場等)

- ⑤公民館(交流センター)の整備
- ⑥駅周辺生活環境整備(道路、交番、トイレ、駐車場等)



VI 実現化方策

土地利用方針及び都市施設の配置方針等を踏まえ、今後、八積駅周辺地域のまちづくりとして展開するための実現化方策を定めます。

●上位計画や土地利用等に係る制度との整合

土地利用方針に記載した内容については、上位・関連計画の改定時期に合わせたフィードバックを行うとともに、農用地等に係る土地利用制度や国や県との施策との整合を図りながら、方針の実現に向けた検討を進める必要があります。

●官民連携による事業の推進

土地利用を具体化し、事業を推進していくためには、土地所有者、周辺住民、関係機関等の協力が必要不可欠となります。

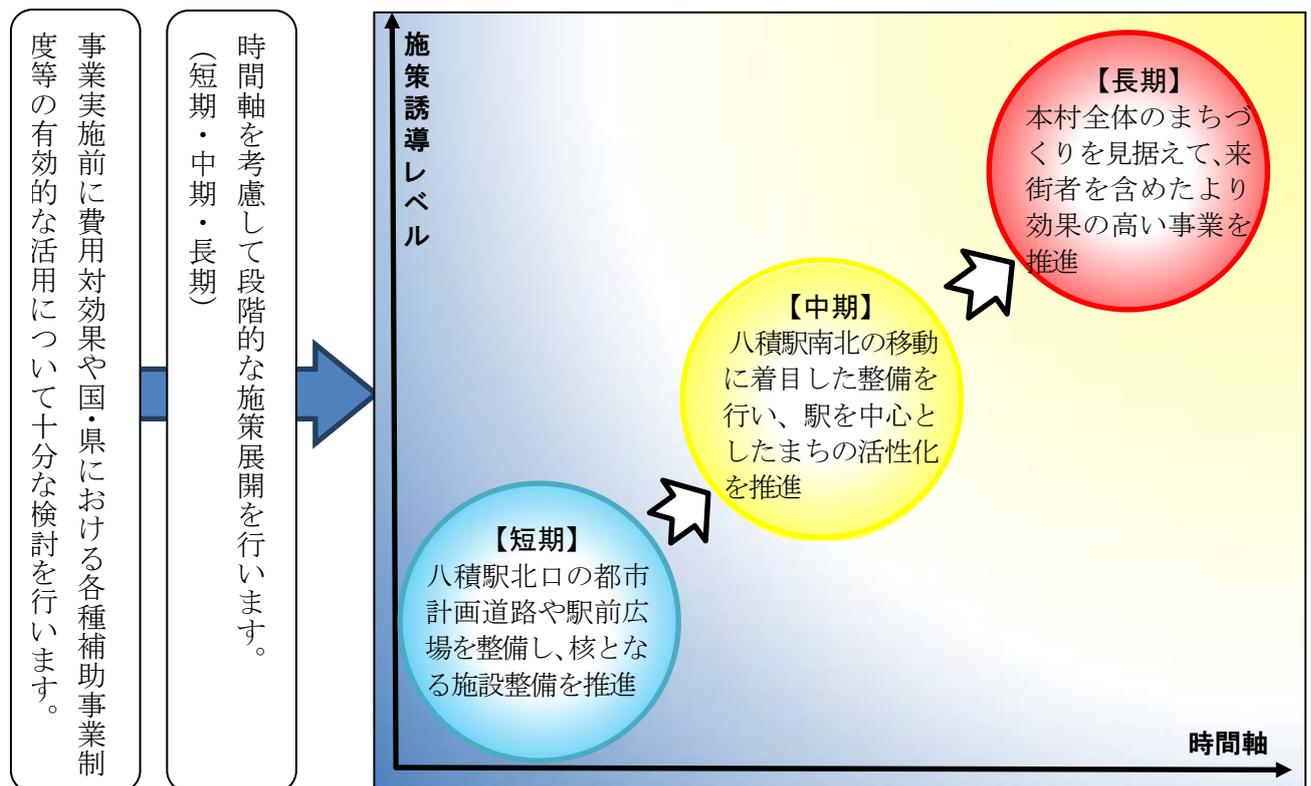
特に、八積駅北側の都市計画道路（駅前広場）及び八積駅自由通路の整備については、具体的な整備計画スケジュールの立案と関係機関との協議の両輪で、事業推進を図っていくことが重要と考えられます。

また、住民や民間事業者等の意向を整備内容に反映するとともに、住民や民間事業者等が主体となった取組を推進するため、住民等が参画できる機会（説明会や勉強会等）を設け、住民のまちづくりに対する関心や知識の向上を図りながら、まちづくりに対する理解、協力を得ていくことが必要となります。

●効果的かつ段階的なまちづくりの推進

まちづくり基本計画で位置づけられた事業については、事前に十分な費用対効果の検証等を行い、効率的・効果的な整備を行うことが重要となります。また、緊急性や実現性、他の事業との連携等を踏まえて優先順位を定め、整備を推進していくことも必要です。

このことから、今後は、十分な効果の検証を実施した上で、短期・中期・長期の3期ごとの整備の考え方を定め、段階的なまちづくりを推進することが求められます。



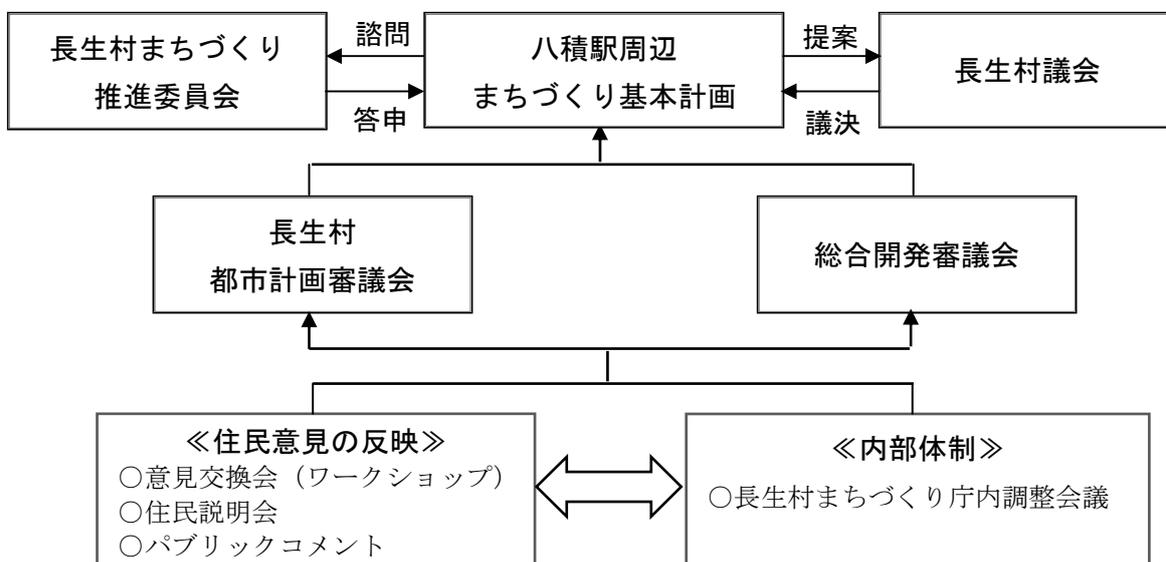
効果的かつ段階的なまちづくりの推進イメージ図

参 考 資 料

1. 八積駅周辺まちづくり基本計画策定の体制と経過
2. 総合開発審議会条例・委員名簿
3. 長生村都市計画審議会条例・委員名簿
4. 長生村まちづくり庁内調整会議設置規定・委員名簿
5. 長生村まちづくり推進委員会設置条例・委員名簿
6. 長生村まちづくり庁内調整会議ワークショップ・意見交換会
7. 八積駅周辺まちづくり基本計画素案の住民説明会

1. 八積駅周辺まちづくり基本計画策定の体制と経過

■八積駅周辺まちづくり基本計画策定の体制



■スケジュール

実施日	内容
平成 28 年 7 月 13 日 (水)	第 1 回まちづくり庁内調整会議
7 月 21 日 (木)	第 6 回長生村まちづくり推進委員会
9 月 12 日 (月)	第 2 回まちづくり庁内調整会議ワークショップ (参加者：長生中学校 3 年生代表者 18 名)
9 月 21 日 (水)	第 3 回まちづくり庁内調整会議意見交換会 (参加者：老人クラブ代表者 19 名)
12 月 3 日 (土) 4 日 (日)	八積駅周辺まちづくり意見交換会 (参加者：1 日目/20 名、2 日目/14 名)
12 月 28 日 (水)	第 4 回まちづくり庁内調整会議
平成 29 年 1 月 20 日 (金)	第 7 回長生村まちづくり推進委員会
1 月 22 日 (日)	八積駅周辺まちづくり基本計画（素案）住民説明会 (参加者：1 回目/38 名、2 回目/15 名)
2 月 3 日 (金) ～ 2 月 16 日 (木)	パブリックコメント (意見数：19 件)
2 月 20 日 (月)	第 1 回長生村都市計画審議会
2 月 24 日 (金)	第 8 回長生村まちづくり推進委員会
3 月 1 日 (水)	第 2 回長生村都市計画審議会
3 月 2 日 (木)	第 1 回総合開発審議会

2. 総合開発審議会条例・委員名簿

○総合開発審議会条例

昭和43年7月1日

条例第14号

改正 昭和44年7月1日条例第13号

昭和49年3月19日条例第8号

昭和55年3月15日条例第5号

昭和60年3月15日条例第3号

昭和63年6月22日条例第10号

平成9年9月29日条例第10号

平成18年4月27日条例第19号

平成19年3月12日条例第1号

平成24年9月25日条例第30号

(目的)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、総合開発審議会（以下「審議会」という。）の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 村の総合計画の策定及び開発計画の実施に関し調査、審議するため、審議会を置く。

(所掌事務)

第3条 審議会は、村の総合計画の策定及び開発計画の実施に関し、村長の諮問に応じ調査、審議するとともに、その実施について建議することができる。

(組織)

第4条 審議会は、委員15人で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について、村長が任命する。

(1) 村議会議員のうちから村議会が指名する者 3人

(2) 村の行政機関の委員 2人

(3) 学識経験者 4人

(4) 村民の代表者 3人

(5) 村内の公共的団体の役員又は職員 3人

3 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、非常勤とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し審議会を代表する。

4 会長が欠けたとき又は事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(審議会の会議)

第6条 審議会は必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 審議会は、必要に応じて委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事)

第7条 審議会に、審議会の事務を補助させるために、幹事若干人を置く。

2 幹事は、職員のうちから、村長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受けて、審議会に付議すべき案件の事前審査及び調査等を行なうものとする。

(審議会の庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行後最初に行われる審議会は、村長が招集する。

附 則 (昭和44年7月1日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和49年3月19日条例第8号)

この条例は、昭和49年5月1日から施行する。

附 則 (昭和55年3月15日条例第5号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年3月15日条例第3号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (昭和63年6月22日条例第10号)

(施行期日)

この条例は、昭和63年8月1日から施行する。

附 則 (平成9年9月29日条例第10号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成9年11月1日から施行する。

附 則 (平成18年4月27日条例第19号)

この条例は、平成18年8月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月12日条例第1号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月25日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

■第 25 期総合開発審議会委員名簿

区 分	氏 名	任 期
1号委員 (村議会議員)	井下田 政美	平成 28 年 8 月 1 日 ～ 平成 30 年 7 月 31 日 (任期 2 年)
	増子 勇男	
	鈴木 博	
2号委員 (村の行政機関委員)	斉藤 和芳	
	植草 清	
3号委員 (学識経験者)	秋葉 正一	
	水上 覺	
	寺門 義範	
	大矢 和夫	
4号委員 (住民代表者)	貝沼 光子	
	清水 絵理香	
	御園 弓子	
5号委員 (村内公共団体職員)	松本 勝義	
	東條 藤夫	
	高瀬 美智子	

3. 長生村都市計画審議会条例・委員名簿

○長生村都市計画審議会条例

平成9年9月29日

条例第12号

改正 平成12年3月10日条例第11号

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定により、長生村都市計画審議会（以下「審議会」という。）を設置し、同条第3項の規定により、組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第2条 審議会は、次に掲げる者につき、村長が任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者 4人以内
- (2) 村議会の議員 4人以内
- (3) 関係行政機関の職員又は千葉県の職員 3人以内
- (4) 住民の代表者 1人以内

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、非常勤とする。

(臨時委員及び専門委員)

第3条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、村長が任命する。

4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、第2条第1項第1号に掲げる者につき任命された委員のうちから委員の選挙によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長が欠けたとき、又は事故あるときは、第2条第1項第1号に掲げる者につき任命された委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会長は、会議の開催の3日前までに会議の議案を委員及び当該議案に関係のある臨時委員に通知しなければならない。ただし、特に会長が急施を要すると認めた議案については、この限りでない。
- 3 会議は、委員及び議案に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 第2条第1項第3号に掲げる者につき任命された委員に事故があるときは、当該行政機関におけるその者の職務を代理又は補佐する者に代理させることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、都市計画の所掌課において処理する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月10日条例第11号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

■第11期 長生村都市計画審議会委員名簿

区 分	氏 名	備 考	任 期
1号委員 (学識経験のある者)	斉藤 和芳		平成28年11月1日 ～ 平成30年10月31日 (任期2年)
	井桁 正昭		
	田中 和正		
	山本 文子		
2号委員 (村議会の議員)	阿井 市郎		
	中村 秀美		
	小倉 利一		
	矢部 眞男		
3号委員 (千葉県職員の職員)	元吉 博保	長生土木事務所長	
	石田 和也	長生農業事務所長	
4号委員 (住民の代表者)	田中 一枝		

4. 長生村まちづくり庁内調整会議設置規定・委員名簿

○長生村まちづくり庁内調整会議設置規程

平成27年5月1日

訓令第8号

(設置)

第1条 長生村の将来にわたって持続可能なまちづくりを総合的かつ一体的に推進するために必要な調整を図るため、長生村まちづくり庁内調整会議（以下「庁内調整会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内調整会議は、次の事項を所掌する。

- (1) まちづくりの全体構想及び地域別構想に関すること。
- (2) その他まちづくりに資する施策の調整に関すること。

(組織)

第3条 庁内調整会議は、総務課、企画財政課、福祉課、健康推進課、産業課、建設課、下水環境課、学校教育課及び生涯学習課の職員をもつて組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 庁内調整会議に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、庁内調整会議を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 庁内調整会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員長は、必要に応じ、委員以外の者に対して会議に出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 庁内調整会議の庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、庁内調整会議の運営に関し必要な事項は、委員長が庁内調整会議に諮って定める。

附 則（平成27年5月1日訓令第8号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成28年6月13日訓令第7号）

この訓令は、平成28年7月1日から施行する。

■長生村まちづくり庁内調整会議委員名簿

	課等名	職名	氏名	備考
1	総務課	課長補佐	中川 広	
2	企画財政課	課長補佐	鈴木 澄子	
3	福祉課	課長補佐	諸岡 清美	
4	健康推進課	課長補佐	芝崎 広幸	
5	産業課	主 査	片岡 淳	
6	建設課	課 長	田中 喜宣	委員長 企画財政課まちづくり支援室
7	下水環境課	課長補佐	松本 佳昭	
8	学校教育課	係 長	佐瀬 圭一	
9	生涯学習課	課長補佐	山本 薫	

5. 長生村まちづくり推進委員会設置条例・委員名簿

○長生村まちづくり推進委員会設置条例

平成27年6月12日

条例第22号

(設置)

第1条 長生村の将来にわたって持続可能なまちづくりを総合的かつ一体的に推進するため、長生村まちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、長生村のまちづくりの推進について必要な事項を調査審議し、その結果を村長に報告し、必要な助言等を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから村長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 農林水産業に属する者
- (2) 商工観光業に属する者
- (3) 行政機関の職員
- (4) 住民の代表者
- (5) その他村長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再委嘱又は再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 第3条第2項第3号に掲げる者につき任命された委員に事故あるときは、当該行政機関におけるその者の職務を代理し又は補佐する者に代理させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

■長生村まちづくり推進委員会委員名簿

	区 分	職 名	氏 名	任 期
1	1号委員 (農林水産業に 属する者)	施設園芸代表	長谷川 昇正	平成27年7月1日 ～ 平成30年6月30日 (任期3年)
2		ながいき村オーナーズクラブ会長	小倉 利一	
3	2号委員 (商工観光業に 属する者)	長生村商工会副会長	狩野 由幸	
4		(株)紀元製作所 長生工場長	塩田 睦夫	
5	3号委員 (行政機関の職 員)	厚生労働省千葉労働局 茂原公共職業安定所長	石川 和行	
6		千葉県長生土木事務所長	元吉 博保	
7		千葉県長生農業事務所長	石田 和也	
8	4号委員 (住民の代表 者)	八積保育所保護者	黒田 真知子	
9		高根保育所保護者	岩堀 ひとみ	
10		一松保育所保護者	木島 瞳	
11		民生委員児童委員協議会長	中村 隆男	
12	5号委員 (その他村長が 必要と認めた 者)	(株)合同資源 千葉事業所	風戸 真人	
13		日本大学生産工学部教授	秋葉 正一	
14		日本政策金融公庫千葉支店長	長島 邦夫	
15		長生農業協同組合高根支所長	三十尾 光儀	
16		長生郵便局長	長谷川 学	

6. 長生村まちづくり庁内調整会議ワークショップ・意見交換会

■開催目的

八積駅周辺まちづくり基本計画の策定にあたり、長生中学校の生徒（3年生）及び老人クラブ代表者を対象にワークショップ（意見交換会）を実施しました。本村の主役である住民の視点で、八積駅周辺地区の課題や将来のまちづくりについて思いを語ってもらい、八積駅周辺まちづくり基本計画の策定の参考としています。

■実施概要

①中学生ワークショップ

日 時：平成 28 年 9 月 12 日（月） 午後 3 時 から 午後 4 時 30 分まで

場 所：長生中学校 1 階会議室

出席者：①長生中学校 3 年生 18 名

②長生村役場 7 名

	課 等 名	職 名	氏 名
委員	総務課	課長補佐	中川 広
	企画財政課	課長補佐	鈴木 澄子
	福祉課	課長補佐	諸岡 清美
	下水環境課	課長補佐	松本 佳昭
	学校教育課	係 長	佐瀬 圭一
事務局	企画財政課	副主査	根本 朋秀
		主事	高仲 恭平

②老人クラブ意見交換会

日 時：平成 28 年 9 月 21 日（水） 午前 9 時 30 分 から 午前 11 時まで

場 所：長生村総合福祉センター2 階教養室

出席者：①老人クラブ代表者 19 名

②長生村役場 6 名

	課 等 名	職 名	氏 名
委員	総務課	課長補佐	中川 広
	企画財政課	課長補佐	鈴木 澄子
	福祉課	課長補佐	諸岡 清美
	健康推進課	課長補佐	芝崎 広幸
事務局	企画財政課	副主査	根本 朋秀
		主事	高仲 恭平

■議題：「八積駅周辺のまちづくりについて」

- ①八積駅北側周辺まちづくり基本計画改定について説明 (10分程度)
- ②グループに分かれてワークショップ(意見交換) (60分程度)
- ③各グループの発表 (5分×3地区)

■配布資料：

1. 次第
2. 八積駅北側周辺まちづくり基本計画改定について
3. 地図等(村全体、八積駅周辺地区)



▶各班のワークショップ結果の発表(中学生ワークショップ)



▶各班による意見交換(老人クラブ意見交換会)

■意見まとめ

議題1：現状と課題について

【良いところ、残したいところ】

- 暮らしやすい環境
 - ・気候、自然環境が良い。
 - ・田舎暮らしができる。
- 利用しやすい駐輪場
 - ・南口の駐輪場は屋根が設置されており、台数も多く停められる。
 - ・村の人達がきれいに駐輪場を使用している。
- 住民の活動の場
 - ・コミュニティセンターがあって良い。
 - ・クラブ活動が充実している。
 - ・保健センターの活動が他の自治体より良い。
- 伝承文化の活用
 - ・文化財を活用した方が良い。

【改善したいところ】

- 駅（駅舎）が利用しにくい
 - ・階段が急で危ない。
 - ・ホームに屋根がなく、狭い。
 - ・遅い時間になると駅員さんがいないので不便。
 - ・改札の数、券売機の数が少ない。（s u i c aのチャージができない時間がある。）
- 駅前道路が混雑していて危険
 - ・通勤・通学時、車が混雑し、危険。
 - ・駅前に横付けで縦列駐車している車が迷惑。
- 駐車場の不足
 - ・駐車場がない。
- 駅の周りにお店がない
 - ・駅の周りに飲食店が少ない。
- 駅へのアクセスが不便
 - ・役場上踏切は中学生も利用するが渡りづらい。
 - ・役場上踏切を渡って駅に向かう歩道の段差を改善してほしい。
 - ・駅までの交通機関（バス、タクシー）がない。
 - ・駅入口の上り側（茂原方面側）にスロープがない。
- 下水道の整備が必要

議題 2：これからの八積駅周辺のまちづくりについて

【駅北側について】

- 駅周辺のまちづくりについて
 - ・ 駅の利用だけを考えるのではなく、人を集める方法を考える。
 - ・ アクセス道路、駅前広場だけでなく、住宅や商業施設等も含めた周辺の開発も必要。
- 駅へのアクセス道路の整備について
 - ・ アクセス道路だけでなく、周辺の道路とのネットワークが必要。
 - ・ 道路沿いに様々な店舗がほしい。
- 駅前広場の整備について
 - ・ バス（路線バス、コミュニティバス）、タクシー等が利用できるようにする。
 - ・ 駐輪場、駐車場が必要。
- 生活利便施設等の立地・活用について
 - ・ 駅前にコンビニエンスストア、スーパー、本屋、銀行のATM等の生活利便施設が必要。
 - ・ 駅利用者だけでなく、住民も憩えるような生活に密着したものが大事。
 - ・ 役場、公民館、図書館等の公共施設を駅周辺に集約した方が良い。
 - ・ 駅前交番があると良い。
 - ・ 老人の遊び場、休憩できる場所があると良い。
 - ・ 既存施設（文化会館等）の有効活用も考える必要がある。

【駅南側について】

- 駅南側のまちづくりについて
 - ・ おしゃれな飲食店があると良い。

【村全体のまちづくりについて】

- 観光・交流の促進
 - ・ 周辺の観光施設（海、乗馬等）との連携（レンタサイクルの活用）が必要。
 - ・ 道の駅、直売所を設置する。
 - ・ ボランティアを集め、休日等にイベントを実施する。
 - ・ 海外の方も含め、観光客を増やすような取組が必要。
（案内看板、長生村マップの作成、駅名の変更、地産地消、日本の遊びコーナーの設置）
- 自然環境の保全・活用
 - ・ 今ある自然はある程度は残しておくのが良い。
 - ・ 自然を活かした明るい駅になると良い。
 - ・ 近くに公園があると良い。

7. 八積駅周辺まちづくり基本計画素案の住民説明会

■日 時 : 平成 29 年 1 月 22 日 (日)

【1 回目】午後 1 時 30 分から

【2 回目】午後 7 時から

■場 所 : 長生村文化会館 2 階視聴覚室

■参加者 : 【1 回目】38 名

【2 回目】15 名



▶村長あいさつ



▶八積駅周辺まちづくり基本計画素案について説明

八積駅周辺まちづくり基本計画

発行日 平成 29 年 3 月

発 行 長生村

〒299-4394 千葉県長生郡長生村本郷 1-77

TEL : 0475-32-4743

編 集 企画財政課
